



都内初!災害時の福祉用具優先供給協定を締結!

～高齢者や障害者等の避難生活を支援します～

と き 12月15日(火)発表

と ころ 協定締結式:練馬区役所(豊玉北6-12-1)

15日、練馬区は、一般社団法人日本福祉用具供給協会(本部:東京都港区、小野木孝二理事長)と「災害時における福祉用具等物資の優先供給等協力に関する協定」を締結した。

協定内容は、地震等の災害時に、高齢者や障害者等の避難生活を支援するため、福祉避難所をはじめとした避難所へ、福祉用具が不足した場合に、優先的に供給を受けるといったもの。同協会は区から要請を受けて、会員事業者を通じて、介護ベッド・車椅子・床ずれ防止用具などの介護用品や、トイレ・おむつ用品などの福祉用具を供給する。

都内初となる本協定の締結により、災害時の福祉避難所等の受け入れ体制を充実する。今後、区と同協会は訓練を実施するなど、災害時の連携に向けた取り組みを進めていく。



【締結の様子(右)前川耀男練馬区長(左)岩元文雄協会副理事長】

【都内初の協定】

練馬区では、災害時に身体状況等により、避難拠点(区立小中学校 99校)で避難生活を送ることが困難な方の受け入れる施設として、区内の高齢者施設や障害者施設を福祉避難所に指定している(38か所)。福祉避難所は平成24年度から紙おむつや簡易トイレなどの物資を備蓄している。

災害時には福祉避難所だけではなく、避難拠点においても高齢者や障害者等が必要とする介護ベッドや車イス等の福祉用具が不足する恐れがある。

そこで区では、福祉避難所をはじめとする避難所を開設した際、福祉用具が不足した場合に優先的に供給が受けられるよう、福祉用具供給協会と協定を締結した。

今後区と協会は、訓練を実施するなど、災害時の連携に向けた取り組みを進めていく。

【供給を受ける物資の内容】

介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台および付属品、車椅子および付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト、医療関連用品、マットレス、緊急エアーマットレス、たん吸引器、ネプライザー等

【日本福祉用具供給協会について】

平成8年に、当時の厚生省より設立許可された福祉用具供給事業者に関する唯一の広域社団法人。

平成27年3月31日現在、協会の会員数は346社である。全国36の自治体と同協会と災害時の福祉用具に関する協定を締結(平成27年11月13日時点)しており、今回練馬区は37番目、都内では初となる。